

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- (1) 平成 18 年総務省告示第 600 号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する告示案（別添 1）
- (2) 電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案（別添 2）

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体の条件は次のとおりです。

記録媒体：CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

フォーマット形式：Windowsシステムに対応したもの

ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (2) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-5903 総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：maritime\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しておりますので送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。(コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は控えていただきますよう、御協力の程よろしくをお願いいたします。)

やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式はテキストファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっています。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

**4 意見提出期限**

平成26年1月10日(金)午後5時(必着)(郵送については、同日必着とします。)なお、意見の提出期限終了後においても、意見提出様式に意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

**5 留意事項**

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課にて閲覧に供します。

ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部衛星移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法関係告示等の一部改正案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。